

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（抜粋）

（廃棄物再生事業者の登録等）

第31条 法第20条の2第1項の規定により廃棄物再生事業者の登録を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録申請書（第29号様式）により、知事に申請するものとする。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第19条の規定による登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書（第30号様式）とする。

3 前項の登録証明書を紛失し、損傷し、又は汚損したことにより登録証明書の再交付を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書（第31号様式）に登録証明書を添えて（紛失した場合を除く。）知事に申請するものとする。

4 登録証明書の再交付を受けた者が紛失した登録証明書を発見したときは、直ちに当該登録証明書を知事に返還しなければならない。

5 政令第20条の規定による変更の届出は、廃棄物再生事業者登録変更届（第32号様式）に登録証明書を添えて、行うものとする。

6 政令第21条の規定による休廃止の届出は、廃棄物再生事業者登録廃止（休止・再開）届（第33号様式）に登録証明書を添えて行うものとする。

7 政令第22条の規定により登録を取り消された者は、直ちに当該登録証明書を知事に返還しなければならない。